

京都府情報セキュリティ基本方針

1 目的

京都府情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）は、京都府の情報セキュリティ対策の基本的な方針を定め、情報資産の適正な管理の保持・徹底を図り、もって府民の信頼の維持向上に資することを目的とする。

2 適用機関

基本方針の適用機関は、京都府の知事部局、企業局、議会事務局、各行政委員（会）及び警察本部とする。

なお、個別の事情を考慮したセキュリティ対策に関する規程を策定し、京都府IT推進本部の承認を得た場合は、基本方針は適用しないものとする。

3 定義

(1) 情報セキュリティ

情報資産の機密を保持し、正確性、完全性及び許可された利用者が必要なときに情報資産を利用できる状態を維持することをいう。

(2) 情報資産

京都府の情報システム及び情報システムで取り扱うすべてのデータをいう。

(3) 情報システム

ネットワーク（データ伝送を行う通信網及びその構成機器）、電子計算機（ハードウェア及びソフトウェア）及び記録媒体で構成する、情報の処理を行う仕組みをいう。

4 職員の義務

適用機関のすべての職員（非常勤職員等を含む。以下「職員」という。）及び情報システムに関する業務の受託者は、情報セキュリティの重要性を認識するとともに業務の遂行に当たって基本方針を遵守する義務を負う。

特に、個人情報については、その重要性を認識し、取扱いについては十分留意するものとする。

5 情報セキュリティ対策の推進

(1) 京都府IT推進本部は、情報セキュリティ対策を総合的に推進する。

(2) 情報セキュリティ対策は、情報資産の重要度に応じ、次に掲げる対策を講じるものとする。

ア 物理的セキュリティ対策

情報資産を損傷・妨害等から保護するため、情報システムを設置する施設への不正な立入りを防止する等の対策

イ 人的セキュリティ対策

情報セキュリティに関する権限や責任を定め、職員に基本方針の内容を周知徹底するための教育及び啓発等の対策

ウ 技術的セキュリティ対策

情報資産を不正なアクセス等から保護するため、情報資産へのアクセス

- 制御、ネットワーク管理等の対策
- エ 運用におけるセキュリティ対策
 - セキュリティ対策の遵守状況の確認、情報システムの監視等の対策
- オ 緊急時におけるセキュリティ対策
 - 緊急事態が発生した際に迅速な対応を可能とするための計画を定める等の危機管理対策

6 情報セキュリティ対策基準の策定

京都府IT推進本部は、京都府の様々な情報資産について、5に定める情報セキュリティ対策を講じるに当たっては、遵守すべき行為及び判断等の基準についての基本的な事項を定める情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）を策定する。

7 情報セキュリティ実施手順の策定

情報システムを所管する本庁の課（室）長又は地方機関の長は、対策基準を遵守して情報セキュリティ対策を実施するために、所管する情報システムについて、具体的な実施手順を定めた情報セキュリティ実施手順（以下「実施手順」という。）を策定するものとする。

8 情報セキュリティ監査及び評価、見直しの実施

京都府IT推進本部は、情報セキュリティ対策が遵守されていることを検証するため、定期及び随時の監査を実施し、その結果等を踏まえ、基本方針、対策基準及び実施手順に定める事項並びに情報セキュリティ対策の評価を行い、必要に応じて基本方針、対策基準及び実施手順の見直しを行う。

京都府立学校情報セキュリティ対策基準

1 目的

京都府立学校情報セキュリティ対策基準(以下「対策基準」という。)は、京都府情報セキュリティ基本方針(以下「基本方針」という。)に基づき、京都府立学校の情報システムを活用して収受した学校運営上必要な情報や、児童生徒及び教職員等に関する個人情報などの様々な情報の取扱いに関するセキュリティ対策を実施する上で必要な基準を定めることを目的とする。

2 適用機関

対策基準の適用機関は、京都府立学校とする。

3 適用者

対策基準の適用者は、次のとおりとする。

- (1) 京都府立学校に勤務する教職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を含む。)
- (2) 京都府立学校の情報システムに関する業務の受託者

4 情報セキュリティ管理体制

(1) 京都府教育庁IT推進本部

京都府教育庁IT推進本部(以下「推進本部」という。)は、各府立学校における情報セキュリティの維持、管理を統一的な視点で行うため、対策基準の制定及び修正その他情報セキュリティに関する重要な事項を審議し、決定する。

対策基準の制定及び修正については、推進本部が決定した上で、京都府行政経営改革推進本部の承認を得るものとする。

(2) 情報システム管理者

ア 府立学校における各情報システムを所管する所属長を、当該情報システムの管理運営及び情報セキュリティに関する権限と責任を有する情報システム管理者(以下「管理者」という。)とする。

イ 管理者は、当該情報システムの情報セキュリティの適正な運用を図るため、必要な情報セキュリティ対策実施手順(以下「実施手順」という。)の制定及び修正を行うものとする。

ウ 管理者は、情報セキュリティ対策上必要があると認めるときは、適宜必要な措置を講じるよう指示するものとする。

(3) 情報セキュリティ責任者

ア 府立学校長を、当該学校の情報セキュリティに関する権限及び責任を有する情報セキュリティ責任者(以下「責任者」という。)とする。

イ 責任者は、基本方針、対策基準及び実施手順の定める内容が遵守される

よう、少なくとも年度当初に1回は情報セキュリティの維持を図る上で守るべき内容に関する研修会を開催し、又は年度途中の転入者や採用者への説明を適宜行い、全教職員に指導徹底するなど、必要な措置を講じるものとする。

ウ 責任者は、管理者から(2)のウの指示があったときは、コンピュータウイルスに感染した端末のネットワーク切断や学校内情報システムの通信記録調査など、情報セキュリティ対策上必要な措置を講じるものとする。

エ 責任者は、基本方針、対策基準及び実施手順に定めるもののほか、情報セキュリティ対策について不明な点があるときは、管理者に確認するものとする。

オ 責任者は、学校内の情報システムが外部からの不正アクセスを受け、又は受けたおそれがあるときは、直ちに管理者に報告するものとする。

カ 責任者は、教職員の中からネットワーク担当者(以下「担当者」という。)を選任するものとする。

キ 責任者は、担当者を新たに選任し、又は変更したときは、管理者にその内容を通知するものとする。

ク 責任者は、府立学校内のコンピュータ教室から普通教室や職員室等への校内ネットワークなど、管理者が策定する実施手順で別途定める範囲内の管理運営に関する権限及び責任を有するものとする。

(4) ネットワーク担当者

担当者は、責任者を補佐し、各学校における情報セキュリティの維持に必要な措置を講じるものとする。

5 セキュリティ対策上の注意事項

(1) 特に注意する事項

責任者は、学校で取り扱う情報資産について、特に次の事項に注意して情報セキュリティ対策を行うものとする。

ア 児童生徒、保護者、教職員等の個人情報の流出

イ 外部からの不正アクセスによる情報資産の盗聴、持出し及び改ざん

ウ 内部からの故意又は意図しない操作などによる情報資産の盗聴、漏えい及び改ざん

エ ウイルスによるデータ及び情報システムの破壊並びにウイルスの作成及び拡散

オ 地震、火災、盗難等の緊急事態への対応

(2) 児童生徒への指導

児童生徒が情報資産や情報システムを利用するときは、責任者及びその他の教職員は、遵守すべき情報セキュリティの維持管理やプライバシー保護のため必要な事項を児童生徒に示し、これらを遵守するよう指導しなければならない。

(3) 学校開放等における利用者への周知

学校開放講座等において、府民が府立学校の情報システムを利用するとき

は、責任者及びその他の教職員は、利用に当たって遵守すべき情報セキュリティの維持管理やプライバシー保護のために必要な事項の周知に努めるものとする。

6 物理的セキュリティ対策

(1) 情報システムの管理に関する責任者の責務

ア 機器の設置

機器の設置に当たっては、必要に応じ、空調設備を整備して温・湿度やほこりの影響の排除を図るとともに、コンピュータ教室(準備室を含む。)の施錠義務化や施錠可能な部屋への端末、プリンター等の機器の設置を図り、盗難防止に努めること。

また、必要に応じ消火器を設置するなどして、火災等への対策を講じること。

イ 電源

サーバ等の重要な機器については、停電時に対応できる予備電源装置を取り付けるとともに、落雷等の過電流に対する保護対策を講じること。

ウ ネットワーク

ネットワーク回線は、傍受・損傷等を受けることがないように、可能な限りの措置を講じること。

また、管理者の同意なく、変更及び追加を行わないこと。ただし、4の(3)のクにより管理者が別途定める範囲内において、管理者と調整の上、責任者の責任により変更及び追加を行うことができるものとする。この場合、責任者は管理者へ当該変更及び追加の内容を図面等で報告すること。

なお、無線LANの導入に当たっては、十分な漏えい防止策を講じること。

(2) 学校外における機器等の設置

本来学校内に設置すべき機器等を学校外に設置しようとするときは、管理者の承認を受けるものとする。

7 人的セキュリティ対策

(1) 教職員の責任

ア 情報セキュリティ対策の遵守義務

教職員は、基本方針及び対策基準に定められている事項を遵守すること。また、教職員は、情報セキュリティ対策について不明な点又は遵守することが困難な点が発生したときは、速やかに責任者に連絡すること。

イ 情報システム利用上の禁止事項

教職員は、情報システムの利用に当たって次の行為を行ってはならない。

また、管理者は、次の行為が行われていると認めるときは、当該教職員に対して情報システムの利用を停止することができる。

(ア) 業務目的以外で情報システムを利用すること。

- (イ) 情報資産を学校外に持ち出すこと。ただし、業務上やむを得ず記録媒体を学校外に持ち出す場合で、責任者の承認を得たときはこの限りでない。この場合、責任者は持出し管理簿を設けて適切に管理するものとする。
- (ウ) 利用する端末や記録媒体について、許可のない第三者が利用し、又は閲覧し得る状態にすること。
- (エ) 情報システムを通して知り得た情報資産を漏えいすること。
- (オ) パスワードの公開又は照会に応じたり、他の教職員のパスワードやユーザ名を利用すること。
- (カ) ソフトウェアの不正コピーを行うこと。
- (キ) 情報システムに接続する公用端末に対する機器の増設及び改造、プロトコル（通信手順）の設定変更、ソフトウェアの導入等を行うこと。ただし、業務を円滑に遂行するための合理的理由がある場合で、かつ責任者の承認を得たときはこの限りではない。
- (ク) 責任者が許可していない府の情報システム以外の情報システムを持ち込むこと。
- (ケ) 著作権法等の法令又は公序良俗に反すること。

ウ コンピュータウイルス対策

教職員は、コンピュータウイルス対策として、次に掲げる措置を実施しなければならない。

また、管理者は、次に掲げる措置が実施されていないと認めるときは、当該教職員に対して情報システムの利用を停止することができる。

- (ア) 端末の接続に当たっては、ウイルス対策用ソフトウェアを導入すること。
- (イ) ウイルスチェック用パターンファイルを常時最新なものに更新するとともに、コンピュータウイルスに対する修正プログラムを速やかに適用すること。
- (ウ) 外部からのデータ又はソフトウェアを取り入れる際に、ウイルスチェックを行うこと。
- (エ) 差出人が不明のファイル及び不自然に添付されたファイルについては、速やかに削除すること。
- (オ) コンピュータウイルス対策用ソフトウェアによる定期的なウイルスチェックを行い、その実行を途中で止めないこと。
- (カ) 管理者等が提供するウイルス情報を確認すること。
- (キ) 添付ファイルのあるメールを送受信するときは、ウイルスチェックを行うこと。
- (ク) 不正アクセスを受けたときは、直ちに担当者を通じて責任者に連絡すること。

エ 端末運用対策

教職員は、端末運用対策として、端末の接続に当たって指定の端末運用管理ソフトウェアを導入しなければならない。

また、管理者は、上記措置が実施されていないと認めるときは、当該教

職員に対して情報システムの利用を停止することができる。

なお、端末運用管理ソフトウェアの導入及びライセンスの管理は担当者が行うものとする。

オ その他情報システム利用上の注意事項

(ア) 取出しが可能な記録媒体は、盗難や損傷の防止等のため適切な管理を行うこと。

(イ) 重要な情報資産を記録した記録媒体が不要となったときは、データを復元できないように消去を行った上で廃棄すること。廃棄の際は、責任者が作成する記録媒体処理簿に処理の日時、処理者及び処理内容を記録すること。

(ウ) 管理者から与えられたパスワードを変更するときは、十分な長さとし容易に推定できないようなものにする。また、パスワードの盗用や漏えいがあったときは、責任者を通じて直ちに管理者に連絡すること。

(エ) 公用のソフトウェアの管理に当たっては、その記録媒体及びライセンス契約書や保証書を紛失しないよう一元的に管理するとともに、できる限り鍵付きケースに保管すること。

(オ) 情報資産の流出、漏えい及び改ざん並びに情報システムの障害及び誤動作等の事故（以下「事故等」という。）を発見したときは、直ちに責任者に報告し、その指示に従い必要な措置を講じること。責任者は、教職員から事故等の報告を受けたときは、直ちに当該事故等の内容を管理者に報告すること。

(2) 推進本部及び管理者の責任

ア セキュリティ情報の収集

情報セキュリティに関する情報を広く収集し、学校に周知しなければならない。

イ 教育・訓練

情報セキュリティに関する意識の醸成及び向上を図り、また理解を深めるために、情報システムの利用者に対する普及・啓発及び教育・訓練を行うものとする。

ウ パスワードの管理

教職員のパスワードに関する情報については、厳重に管理しなければならない。

エ 不正アクセス及びコンピュータウイルスに関する指導

不正アクセス及びコンピュータウイルスに関する情報について、教職員に周知するとともに、防止対策について指導しなければならない。

(3) 外部委託事業者に関する管理

ネットワーク及び情報システムの開発・保守を外部委託事業者に発注するときは、外部委託事業者から再委託を受ける事業者も含めて、次の事項を明記した契約を締結するものとする。

ア 基本方針及び対策基準の遵守

イ 業務上知り得た情報の守秘義務

ウ 府立学校から提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供

の禁止

- エ 指定場所以外での個人情報取り扱い業務の禁止
- オ 個人情報が記載された資料等の確実な方法による運搬
- カ 府立学校から提供された情報の返還義務
- キ 業務従事者への在職中及び退職後の守秘義務の周知及び監督
- ク 外部委託事業者の責任者や業務に携わる社員の名簿の提出
- ケ 基本方針及び対策基準が遵守されなかったときの損害賠償等の規定

8 技術的セキュリティ対策

(1) サーバ等の分離

府立学校において児童生徒が利用する情報システムについては、当該情報システムを授業その他の教育活動用(以下「教育用」という。)と教育行政用(以下「校務用」という。)に分離し、生徒が校務用で扱う情報の閲覧や転送、加工等ができないようにすること。

また、教職員は、成績等の個人情報や校務上特に重要な情報を、教育用ネットワーク上で使用し、又は教育用のサーバ、パソコン等に保存しないこと。

(2) アクセス記録の取得等

ア 管理者は、重要な情報システムについて、各種アクセス記録及び情報セキュリティ対策に必要な記録を取得し、1年以上の期間を定めて保存するものとする。

イ 管理者は、重要な情報システムについて、定期的にアクセス記録等を分析、監視するものとする。

ウ 管理者は、アクセス記録等が流出したり、改ざんや消去をされないように必要な措置を講じるものとする。

(3) アクセス制御

ア 管理者は、情報システムにおけるアクセス制御について次の事項を遵守するものとする。

(ア) アクセス権限の許可は、必要最小限にすること。

(イ) 不正アクセスを防止するため、ユーザ認証、論理的なネットワークの分割、ファイアウォールの設置等の適切なネットワーク経路制御を講じること。

(ウ) アクセス方法等は、教職員の真正性が確保できるものにする。

イ 接続した情報通信機器についてセキュリティ上の問題があり、情報資産を脅かすおそれがあると認められるときは、速やかに責任者と協議の上、当該情報通信機器をネットワークから物理的に隔離するものとする。

(4) 外部ネットワークとの接続

府立学校における情報システムと府以外の機関の情報システム(以下「外部ネットワーク」という。)との接続について、責任者から希望があったときは、管理者は当該外部ネットワークのネットワーク構成、機器構成、セキュリティレベル等を検討し、学校の情報資産に影響が生じないことを確認した上で、推進本部の承認を得て、京都府行政経営改革推進本部と協議の上、接続を認

めるものとする。なお、接続に当たって、管理者及び責任者は、次の事項を遵守するものとする。

ア 不正アクセスを防止するためのファイアウォールの設置や認証、論理的なネットワークの分割等適切なネットワーク経路制御を講じること。

イ 外部ネットワークとの接続により情報システムの運用及び情報資産の保持に支障が生じるおそれがあるときは、直ちに当該情報システムと外部ネットワークとの接続を物理的に遮断すること。

(5) システム開発、導入、保守等

ア 情報システムの調達

(ア) 学校において情報システムの機器及びソフトウェアの調達に伴う仕様書を作成するときは、責任者は管理者とも協議の上、情報セキュリティ対策上支障が生じるおそれのある内容を記載しないようにすること。

(イ) 学校において機器及びソフトウェアを調達するときは、責任者は当該製品の安全性及び信頼性を確認すること。

イ 情報システムの開発

学校において情報システムの開発を行う場合、次の事項を実施するものとする。

(ア) 情報システムの開発、保守等に関する事故及び不正行為に係る危険性について十分検討を行うこと。

(イ) プログラム、設定等のソースコードを整備すること。

(ウ) セキュリティの確保に支障が生じるおそれのあるソフトウェアは利用しないこと。

(エ) 情報システムの開発及び保守に係る記録を作成するとともに、運用、管理等に必要な説明書等の書類を定められた場所へ保管すること。

(オ) 不要になったユーザ名、パスワード等は、速やかに抹消すること。

ウ ソフトウェアの更新及び保守

(ア) 管理者は、独自開発ソフトウェア及びOS等を更新し、又は修正プログラムを導入する場合は、不具合がないこと及び他のシステムとの適合性の確認を行った上で、計画的に更新し、又は導入すること。

(イ) 管理者は、情報セキュリティに重大な影響を及ぼす不具合に関して常に情報を収集し、発見したときは、修正プログラムの導入等速やかな対応を行うこと。

エ 管理記録

管理者は、所管する情報システムにおいて行ったシステム変更等の作業については、記録を作成し適切に管理を行うものとする。

(6) 管理者のコンピュータウイルス対策

管理者は、コンピュータウイルスによる情報システムの安全性を確保するため、次の事項を実施するものとする。

ア 外部ネットワークからデータを受け入れる際には、ファイアウォールを適切に設定するとともに、メールサーバ等においてウイルスチェックを行いシステムへの侵入を防止すること。

イ 外部ネットワークへデータを送信する際にも、アと同様のウイルスチェ

- ックを行い、外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止すること。
- ウ コンピュータウイルス情報について、教職員等に対する注意喚起を行うこと。
- エ ウイルスチェック用のパターンファイルは常に最新のものに保つこと。
- オ コンピュータウイルスに対する修正プログラムを入手し、サーバ及び端末に速やかに適用すること。

9 運用及び緊急時におけるセキュリティ対策

(1) 対策基準の遵守状況の確認

- ア 教職員は、この対策基準に違反したとき又は違反事実を確認したときは、直ちに担当者を通じて責任者に報告するものとする。
- イ 責任者は、対策基準の遵守状況及び情報資産の管理状況について定期的に確認を行い、支障を認めたときは速やかに管理者に報告するものとする。
なお、管理者が支障を確認したときは、迅速かつ適切に対処するものとする。

(2) 緊急時の対応計画等

- ア 責任者は、あらかじめ緊急時の対応について、緊急時対応計画や緊急連絡網を定めておくものとする。
- イ 責任者は、学校に起因する情報システムの障害や事故等が起こったときは、その原因に関する校内の詳細な調査を行うとともに、再発防止計画を策定するものとする。

10 評価・見直し

(1) 評価

責任者は、この対策基準を踏まえた情報セキュリティ対策の遵守状況について定期的に検証し、その結果を管理者に報告するものとする。管理者は、その報告を取りまとめの上、見直し等の意見を添えて、推進本部に報告するものとする。

(2) 対策基準の見直し

推進本部は、必要に応じて対策基準の見直しを行う。

附 則 この対策基準は、平成16年5月1日から施行する。
平成20年1月4日一部改正

京都府立学校における無線LANの使用に関する留意事項

京都府立学校情報セキュリティ対策基準に基づき、無線LANの使用に関して留意すべき事項を定めるものとする。

1 構築及び使用

- (1) 無線LANの使用は、授業その他の教育活動で必要な通信を行う場合に限る。
- (2) 無線LANの構築は、授業その他の教育活動用に設置した既存の京都みらいネットワーク用情報コンセントから行うこととし、教育行政用に設置した情報コンセントからの構築を禁止する。
- (3) 無線LANで構築するアクセスポイントは、建物内に設置する。
- (4) 構築する無線LANは、既存のネットワークに対して支障が無いようにする。
- (5) 構築された無線LANを中継する形でネットワークを延長することは、禁止する。
- (6) 無線LANを構築する場合は、必ず「不正利用」及び「盗聴」に対する防止対策を行うことができる業者が構築するものとする。
- (7) 無線LANを構築した場合は、構築後速やかに別紙「無線LAN使用報告書」（以下「報告書」という。）により、府立高等学校及び府立中学校にあっては高校教育課、府立特別支援学校にあっては特別支援教育課に報告する。
- (8) 「報告書」は、京都教育情報ネットワークシステム管理者（京都府総合教育センター）と共有するものとする。

2 セキュリティ対策

- (1) アクセスポイントを許可なく利用される「不正利用」及び通信内容が判読される「盗聴」の防止策として、次に掲げる全ての事項について、それと同等か、より強力な防止対策を講ずること。
 - ア アクセスポイントにログインするためのアカウント名の変更
 - イ アクセスポイントにログインするためのパスワードの設定
 - ウ MACアドレスフィルタリングの設定
 - エ SSIDの変更
 - オ SSIDのステルス化
 - カ 暗号化処理機能（WPA2）の設定
- (2) 無線LANに接続する端末の管理については、「不正利用」及び「盗難」の防止対策として、次に掲げる全ての事項について、それと同等か、より高度な水準の管理を行うこと。
 - ア 機械警備の設置された部屋で保管すること。
 - イ 施錠可能な戸棚に保管すること。
 - ウ 貸出・返却についての十分な管理を行うこと。

3 生徒への指導

- (1) 生徒が無線LANを使用する際、端末の使用方法及び情報セキュリティに関する指導を事前に行うこと。
- (2) 医療用電子機器等を使用している生徒に対し、事前にその医療用電子機器等に影響がないことを確認するとともに、十分な配慮を行うこと。

4 情報漏えい及び不正アクセスへの対応

情報漏えい及びその可能性または、不正アクセス及びその可能性が発覚した場合は、直ちに無線LANの使用を中止し、必要な措置を講ずること。

また、京都教育情報ネットワークシステム管理者に報告するとともに府立高等学校及び府立中学校にあつては高校教育課、特別支援学校にあつては特別支援教育課に併せて報告すること。

5 その他

この留意事項に定めのない事項については、関係機関により協議の上、その都度別に定めるものとする。

附則 この留意事項は、平成24年4月1日から施行する。

京都府教育情報ネットワークシステム(京都みらいネット) に関する情報セキュリティ実施手順

1 目的

この手順は、京都府総合教育センター（以下「総合教育センター」という。）が所管する京都府教育情報ネットワークシステム（以下「京都みらいネット」という。）について、「京都府情報セキュリティ基本方針」並びに「京都府情報セキュリティ対策基準」の規定を具体的に適用し実行するための手順を定めることにより、京都みらいネットの情報セキュリティを確保することを目的とする。

2 体制及び役割

(1) 京都みらいネットの情報システム管理者（以下「管理者」という。）は、総合教育センター所長とする。

(2) 管理者は、京都みらいネットの情報セキュリティ対策に関する権限と責任を有する。

また、管理者は、次に掲げる事務を総合教育センターの職員に担当させることができる。

- ア 京都みらいネットが稼動するサーバ等の管理
- イ 京都みらいネット専用端末及び専用ネットワーク機器の管理
- ウ 京都みらいネットのプログラムの管理
- エ 京都みらいネットのデータ管理
- オ 京都みらいネットの運用に必要な書類の保管
- カ 京都みらいネットの利用者の認証に関する事務
- キ 京都みらいネットの稼動状況の監視
- ク コンピュータウイルスや不正アクセスに関する情報の収集
- ケ 京都みらいネットの情報資産への侵害発生時の緊急対応
- コ その他、京都みらいネットの情報セキュリティの確保に資すること

(3) 情報セキュリティ責任者

ア 京都みらいネットを利用する各課（室）及び教育局並びに教育機関の情報セキュリティ責任者（以下「責任者」という。）は、各所属の長とする。

イ 責任者は、各所属において、本実施手順を遵守するよう、少なくとも年度当初に1回は、京都みらいネットの情報セキュリティ対策を図る上で守るべき内容に関する研修を開催したり、年度途中の転入者や採用者への説明を適宜行ったりするなど、全職員に指導を徹底するための必要な措置を講じなければならない。

ウ 責任者は管理者から指示があった場合、コンピュータウイルスに感染した端末のネットワーク切断や教育機関内の情報システムの通信記録調査など、セキュリティ対策上必要な措置を講じなければならない。

エ 責任者は、外部から不正アクセスを受けた場合、あるいは受けたと思われる場合は、ただちに管理者に報告するものとする。

オ 責任者は、所属職員の中からネットワーク担当者（以下「担当者」という。）を選任し、管理者に報告するものとする。

カ 担当者は、責任者を補佐し、各教育機関における情報セキュリティの維持について、

必要な措置を講じるものとする。

キ 責任者は、担当者を変更した場合は、管理者にその内容を報告するものとする。

- (4) 京都みらいネットを利用する者（以下「利用者」という。）は、「京都府教育情報ネットワークシステム利用規程」第2条で定める者とする。

3 物理的セキュリティ対策

(サーバ等の設置場所)

- (1) 京都みらいネットで使用するサーバ及びその周辺機器は、西日本電信電話株式会社京都支店(以下「NTT三条局」という。)のサーバ室及び京都府庁第2号館の電子計算機室に設置する。
- (2) サーバ室等の入退室管理は、NTT三条局についてはNTTが定める入退室規定に、京都府庁第2号館については企画参事(IT推進担当)が定める電子計算機室入退室管理要領による。

4 人的セキュリティ対策

(利用者の責任)

- (1) 利用者は、本実施手順を遵守しなければならない。
- (2) 利用者は、パスワード等に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- ア 管理者の交付したパスワードを変更する場合は、6文字以上とし、文字列はアルファベット、数字及び記号を混在させるなど容易に推定できないものとする。

イ 禁止事項

- (7) パスワードの公開又は照会に応じること。
- (4) 他利用者のパスワードやユーザー名を利用すること。
- (5) 京都みらいネットを通して知り得た情報資産の漏洩
- (3) 利用者は、業務上やむを得ず記録媒体を持ち出す場合、責任者の許可を得るとともに、対策基準に定める「記録媒体持ち出し管理簿」に記入する。
- (4) 重要な情報資産を記録した記録媒体は施錠可能な保管棚などに保管する。
- (5) 不要となったデータは、その記録媒体に適した次に示す方法で完全に消去するとともに、消去及び廃棄を行った日時、処理者及び処理内容を対策基準に定める「記録媒体処理簿」に記録する。

ア 記録媒体の破壊

イ データ消去ソフトによる元データと無関係なデータの複数回の上書き

5 技術的セキュリティ対策

(アクセス記録の取得等)

- (1) 管理者は、アクセス記録(端末操作日時、操作端末、ユーザーID、操作内容等)を記録し、1年以上保存する。

(アクセス制御)

- (2) 利用者の認証はユーザ名及びパスワードにより行う。

- (3) 京都みらいネットの管理者権限の行使は、管理者の指名した総合教育センターの職員及び運用保守受託事業者のみが行う。

(外部ネットワークとの接続)

- (4) 京都みらいネットと府以外の機関の情報システム（以下「外部ネットワーク」という。）との接続に当たっては、管理者は、次の事項を実施する。
- ア 不正アクセスを防止するためのファイアウォールの設置や認証、論理的なネットワークの分割等の適切な運用を行う。
 - イ 京都みらいネット利用者の認証はパスワードにより行う。

(京都みらいネット運用に必要な書類の保管等)

- (5) 管理者は次の書類を保管しなければならない。
システム構造図、ネットワーク体系図、IPアドレス管理簿、システム設計書、操作手引書、その他京都みらいネットの運用に必要な書類
- (6) 前項の書類の保管場所は、総合教育センターとする。
- (7) 京都みらいネットで使用するソフトウェアの設定を変更した場合は、当該変更作業を行った事業者から作業報告書を徴し、時系列のファイルにまとめ、総合教育センターにおいて厳重に保管する。

(セキュリティ情報の収集)

- (8) 管理者は、「京都府教育情報ポータルサイト」に掲げる代表的なセキュリティに関するホームページ等を随時閲覧するなど、コンピュータウイルスや不正アクセスに関する最新の情報を収集する。

6 運用及び緊急時におけるセキュリティ対策

(情報システムの監視)

- (1) 管理者は、ネットワーク侵入監視装置を設置し、厳重な監視を行う。

(緊急時対応計画等)

- (2) 管理者は、情報資産への侵害が発生した場合に備えて、緊急時対応計画を別に定める。

7 評価・見直し

管理者は、この実施手順を踏まえた情報セキュリティ対策の遵守状況について定期的に検証し、その結果を京都府教育庁IT推進本部に報告する。

附 則

この実施手順は平成16年度5月14日から施行する。

平成19年4月1日 所管変更に伴い一部改正